

【提案基準第2号】 農家世帯等の分家に伴う住宅

昭和51年10月1日適用  
昭和52年7月1日改正  
昭和52年8月1日改正  
昭和58年1月1日改正  
平成6年4月1日改正  
平成7年4月1日改正  
平成13年5月18日改正  
平成15年1月21日改正  
平成15年3月24日改正  
平成15年5月19日改正  
平成16年5月1日改正  
平成28年2月1日改正  
令和6年12月3日改正

農家等の世帯構成員又は世帯構成員であった者（Uターン等に係る者を含む。）又は直系血族が分家する場合の住宅を建築するための開発行為等は次の各号に該当するものであること。

- ア 分家に際して、独立して世帯を構成しなければならない合理的事情があるとともに、分家が確実に行われるものであること。
- イ 分家するもの（以下「分家者」という。）は、本家の直系血族又は兄弟姉妹であって原則として相続等により申請地の所有権等を取得することができる者であること。
- ウ 申請地は、既存集落又はその周辺の地域に存すること。ただし、本家に後継者が居ない場合は、既存集落内に限る。
- エ 申請地は、分家者、本家の世帯構成員又は分家者の直系血族が線引き以前から所有している土地であること。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
- a 分家者の直系血族が線引き以前から所有していた土地であって、分家者、本家の世帯構成員又は分家者の直系血族が線引き後に相続等により取得した土地
- b 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の規定に基づき、線引き以前から分家者、本家の世帯構成員又は分家者の直系血族が所有していた土地（線引き以降に相続等を受けた土地を含む。）との交換分合により取得した土地
- c 線引き前から所有していた土地（線引き後に相続等を受けた土地を含む。）のうち、本家の住宅敷地等既に建築物の敷地として利用されている土地を除いては集团的優良農地の場合に、交換、売買によって取得した土地
- オ 本家が非農家の場合は、本家及び分家者が申請地以外に建築に適当な土地を有していないこと。
- カ 予定建築物の用途は専用住宅又は兼用住宅（建築基準法昭和25年法律第201号別表第二（イ）欄第2号に該当するもの。）であること。

（注1）「本家」とは、分家者の親（親がいない場合は祖父母、兄弟姉妹を含む。）を言う。

（注2）「既存集落」とは、本章第1節の用語の定義による。

（注3）許可申請は分家者の配偶者、又は分家者の直系血族とで連名してすることができる。ただし、分家後に分家者と同居する者に限る。

（注4）「相続等」とは、原則3親等以内での相続又は、相続によって取得可能な者が贈与、売買等によって取得の場合をいう。

（注5）「集团的優良農地」とは、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域内の農用地区域とする。